

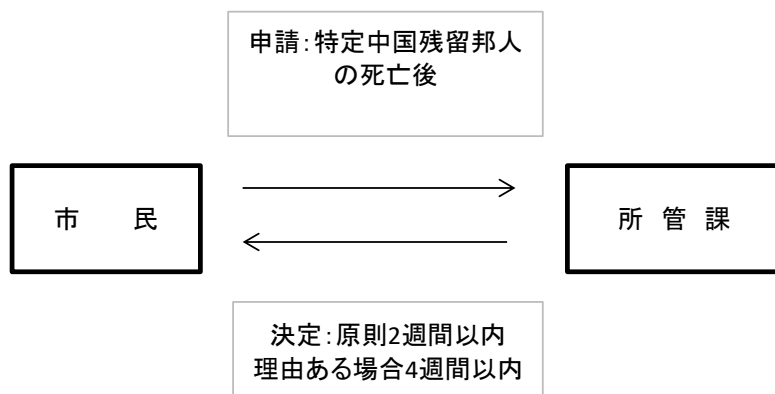
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 24

処 分 名	配偶者支援金の支給決定	
処 分 の 概 要	特定配偶者に配偶者支援金を支給する。	
根 拠 法 令 名	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)	
条 項	第15条第1項	
所 管 課	生活福祉総務課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	約2週間	
標 準 処 理 期 間	計	約2週間
審査基準	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による配偶者支援金の支給について(平成26年9月9日社援発0909第6号)に定める基準に該当すること。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律</p> <p>(配偶者支援金の支給)</p> <p>第十五条 この法律による配偶者支援金の支給は、前条第三項の規定により支援給付を受ける権利を有する特定配偶者に対して行うものとする。</p> <p>2 配偶者支援金は、月を単位として支給するものとし、その月額は、国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額(同法第二十七条の三又は第二十七条の五の規定により改定した同法第二十七条に規定する改定率を乗じて得たものに限る。)を十二で除して得た額に三分の二を乗じた額とする。</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による配偶者支援金の支給について</p> <p>第3 対象者 法第15条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第3条第1項の規定に規定する特定配偶者</p> <p>第4 省略</p> <p>第5 審査 実施機関は、申請者から申請があったものについては、前記第3の対象者に該当することについて、次の事項において必要な審査を行うこと。</p> <p>1 特定中国残留邦人等(法第13条第2項に規定する特定中国残留邦人等をいう。以下同じ。)が死亡した事実の確認</p> <p>2 婚姻成立日が永住帰国日前であり、かつ、婚姻成立日以後、継続して婚姻関係があったことの確認</p> <p>3 中国残留邦人等又は特定配偶者に対する支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則準則(平成26年9月9日社援発0909第7号。以下「細則準則」という。)第3条の書類により、申請者が支援給付を受ける権利を有していることの確認</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。